条例 可決

小清水町国民健康保険条例の改正

国民健康保険法施行令の一部を改正する政令に準じ、所要の改正を行うものです。

改正内容は、一般被保険者に係る基礎賦課総額の算定に関する特例措置が恒久措置とされることに伴い、条文を附則から本則に定めて、国民健康保険財政の安定を図るもの と、国民健康保険料賦課額の限度額をそれぞれ引き上げるとともに、保険料の減額措置の対象とする世帯の所得判定基準を緩和し、中低所得者層における保険料の負担軽減を拡大する措置を講じるものです。

（交付の日から施行）

小清水町介護保険条例の改正

介護保険法施行令及び介護保険の国庫負担金の算定等に関する政令の一部を改正する政令において、公費負担による軽減強化の具体的な基準が規定され、その基準に基づき、第1段階の低所得者保険料減額賦課額を追加するものです。

（公布の日から施行）

専決処分 承認

▼平成26年度 一般会計補正予算

3月に道東地方を襲った大雪等が原因で、除排雪経費に不足が生じたことから、町道管理業務委託料を追加計上したもので、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ、1億8４７万7千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ５３億７０２万６千円としたものです。

議会日誌

5月1日～5月31日

1日　第3回町議会臨時会
　　議員協議会
7日　観光協会定期総会
15日　商工会通常総会
16日～18日　東京こしみず会懇親会（東京都）
18日　議会報編集特別委員会
19日～20日　管内議長会定期総会（佐呂間町）
21日　斜里地区消防組合議会臨時会（斜里町）
　　斜里郡三町終末処理事業組合議会臨時会（斜里町）
22日　オホーツク圏活性化期成会定期総会（網走市）
25日～27日　町村議会議長・副議長研修会（東京都）
30日　町民植樹祭
31日　小清水消防団春季消防演習

まめ知識

◆国民健康保険の一般被保険者とは・・・

国民健康保険に加入している方を「被保険者」と言い、「一般」と「退職」の2つに分けられます。

「退職」には、厚生年金や共済組合等に20年以上（又は40歳以降に10年以上）加入していた60歳から65歳未満の方が該当します。「退職」以外の方は全て「一般」に該当します。

◆専決処分とは・・・

議会の権限に属する事項について、町長が議会に代わって意思決定を行うことで、専決処分をすれば、議会が議決したのと全く同じ法律効果が発生します。

なお、専決処分には、地方自治法の規定によるものと、議会の委任によるものの二つの場合があり、どちらも次の議会において報告をし、前者については、承認を求めなければなりません。

皆さんのご意見・ご感想をお待ちしております。

■編　集　議会報編集特別委員会
■委員長　槻間 善髙
■副委員長　工藤 孝一
■委　員　森　　浩、林　幸雄、八木 勝正、中村 俊之

※記載内容については、議会事務局までお問い合わせ下さい。

TEL 0152(62)4477 議会事務局直通

税務職員を装った不審な電話にご注意ください！

アンケート・年金受給調査と称する不審な電話が増えています！

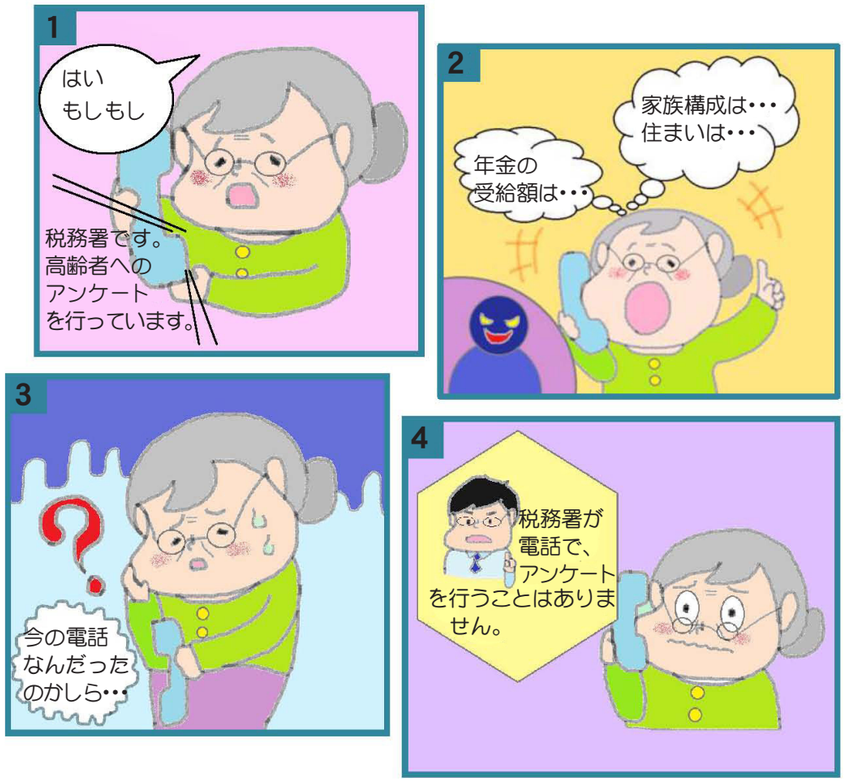

国税局や税務職員を名乗る者から電話があり、アンケートや年金受給調査と称して、年齢や家族構成、年金の受給状況、預金残高や口座情報などについて聞き出そうとする事例が発生しています。
このような電話は、詐欺事件につながる可能性がありますので、ご注意ください。
※税務職員が納税者の皆様に電話でお問い合せする場合は、提出していただいた申告書等を基にその内容をご本人に確認することを原則としております。

ご不審な点があるときは、即答を避け、最寄りの税務署または警察署にお問い合せください。

詳しくは、国税庁のホームページをご覧ください。
国税庁ホームページ　http://www.nta.go.jp

国税庁・国税局・税務署